

## ○八女西部広域事務組合指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理規程

(令和 8 年 3 月 18 日 告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定公金事務取扱者の指定に係る事務処理に関して、同法（以下、法という）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下、施行令という）、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）（以下、規則という）及び八女西部広域事務組合金銭会計規則（昭和 52 年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、法、施行令、規則及び八女西部広域事務組合金銭会計規則で使用する用語の例による。

(指定及び承認に係る審査基準)

第 3 条 組合長は、法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定（以下「指定公金事務取扱者の指定」という。）又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による承認に際して、当該指定を受けようとする者又は公金事務の一部の委託若しくは再委託を受けようとする者が施行令第 173 条第 1 号及び第 2 号に規定する要件に該当するかどうかを判断するに当たっては、次の各号に掲げる要件を審査しなければならない。

(1) 令第 173 条第 1 号に規定する要件

- ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。
- イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

(2) 令第 173 条第 2 号に規定する要件

- ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。
- イ コンプライアンス体制、個人情報管理体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(指定公金事務取扱者の指定)

第 4 条 組合長は、指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

(1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が施行令第 173 条第 1 号及び第 2 号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入又は歳出の内容

(3) 公金事務の委託期間

2 組合長は、指定公金事務取扱者に係る申出書（様式第 1 号）の提出があった場合において

て、その申出につき指定公金事務取扱者の指定をしたときは指定公金事務取扱者指定通知書（様式第2号）により、指定をしないこととしたときは指定公金事務取扱者不指定通知書（様式第3号）により当該申出書を提出した者に通知しなければならない。

3 組合長は、法第243条の2第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を会計管理者に通知しなければならない。

（告示）

第5条 組合長は、法第243条の2第1項の規定により公金事務の委託をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定をした指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入又は歳出の内容
- (3) 指定年月日
- (4) 委託年月日
- (5) 委託期間

（公金事務の一部の委託）

第6条 組合長は、法第243条の2第5項又は同条第6項（同条第7項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による承認（以下この条において「公金事務の一部の委託又は再委託の承認」という。）をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

- (1) 法243条の2第5項又は同条第6項の規定により公金事務の一部の委託又は再委託を受けようとする者が令第173条第1号及び第2号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。
- (2) 委託又は再委託をする公金事務

2 組合長は、八女西部広域事務組合金銭会計規則が準用する筑後市金銭会計規則（昭和51年規則第8号）第29条第1項の規定により、その申出につき公金事務の一部の委託又は再委託の承認又は承認しないこととしたときは、指定公金事務取扱者一部委託（再委託）承認・不承認決定通知書（様式第4号）により、当該申出書を提出した指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

（指定公金事務取扱者に対する検査）

第7条 組合長は、法第243条の2の2第3項の規定に基づき、公金事務を適切かつ確実に遂行するために必要と認めるときは、その必要な限度で指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な書類をその職員に検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により検査を行う職員は、検査員証（様式第5号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定の取消し）

第8条 組合長は、法第243条の2の3第1項の規定による指定公金事務取扱者の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ同項各号のいずれかに該当すること及びその理由について、会計管理者と協議しなければならない。

2 組合長は、指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたときは、指定公金事務取扱者指定取消通知書（様式第6号）により、当該指定公金事務取扱者に通知しなければならない。

3 組合長は、指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を法第243条の2の3第2項の規定により告示するものとする。

- (1) 指定を取り消した指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定を取り消した指定公金事務取扱者に委託していた公金事務に係る歳入等又は歳出の内容
- (3) 取消年月日

#### 附 則

この告示は、公布の日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

指定公金事務取扱者に係る申出書

令和 年 月 日

（申出者）

住 所	〒
社 名	
代 表 者 役職・氏名	

下記のとおり、指定公金事務取扱者に係る申し出を行います。

記

（指定公金事務取扱者）

名 称	
所 在 地	
対象となる公金事務	

（再委託先）

再委託先 1	名 称	
	所 在 地	
	委託内容	
再委託先 2	名 称	
	所 在 地	
	委託内容	

（本申出に係る照会先）

部 署 名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

以上

指定公金事務取扱者指定通知書

あて

組合長

印

年 月 日付で申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、審査の結果、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定したので、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 住所又は主たる事務所の所在地
- 3 委託を受ける公金事務の内容
- 4 指定をした日
- 5 委託をした日
- 6 委託する期間
- 7 その他

指定公金事務取扱者は、地方自治法第243条の2から243条の2の6、並びに関連する政令及び総務省令の定めるところにより、公金事務を取り扱うものとします。

※ 名称・住所等の変更がある場合は速やかに届け出てください。

指定公金事務取扱者不指定通知書

あて

組合長

印

年 月 日付で申出のあった指定公金事務取扱者の指定について、審査の結果、指定公金事務取扱者として指定しないこととしたので、地方自治法施行規則第12条の2の12第3項の規定により通知します。

記

1 名称

2 住所又は主たる事務所の所在地

3 指定しない理由

指定公金事務取扱者一部委託（再委託）承認・不承認決定通知書

あて

組合長

印

年 月 日付で申出のあった指定公金事務取扱者の一部委託（再委託）については、審査の結果、下記のとおりとしましたので通知します。

記

指定公金事務取扱者の一部委託（再委託）を

承認します。

承認しません。

（不承認の理由： ）

様式第5号（第7条関係）

表面

指定公金事務取扱者検査員証	
写真	官 職
	又は職名
	氏 名
	生年月日      年   月   日
この者は地方自治法第243条の2の2第3項に定める 当該職員であることを証する。	
年   月   日 交付	組合長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

裏面

根拠法（抄） 地方自治法第243条の2の2第3項
-----------------------------

指定公金事務取扱者指定取消通知書

あて

組合長

印

指定公金事務取扱者の指定について、下記の理由により指定を取り消すこととしますので、地方自治法施行規則第12条の2の18第2項の規定により通知します。

記

- 1 名称
- 2 住所又は主たる事務所の所在地
- 3 指定取消日
- 4 取消理由